

国道交第105号の2
平成25年1月30日

一般社団法人 全国建設業協会 会長 殿

国土交通省道路局長

重量物・長大物の荷を出すにあたってのご理解とご協力について（協力要請）

平素は、道路行政に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国の道路は、車両総重量25t、長さ12mの車両の通行を前提として造られており、車両に積載した状態でこれを超える重建設機械などの重量物や建設資材などの長大物を運ぶ場合には、道路管理者によって通行が可能か確認する必要があります。また、経路によっては、自動車検査証の最大積載量の荷物を積めない道路もあります。

これまで国土交通省では、経済活性化や国際競争力の強化に資する車両の大型化に対応するため、道路構造を勘案し、道路を通行する車両の重さや高さに関する制限を引き上げるなどの措置を実施してきました。

一方、我が国の道路は高度経済成長期に集中的に整備されたため、道路構造物の老朽化が急速に進行しており長寿命対策が求められているところです。

このことから、今般、道路の構造を保全する観点から重量制限を超過する大型車両の通行に対し取締り・指導の徹底を図り、国道事務所等において対面で是正指導書を手交し是正を求め、それでもなお是正されない場合には、会社名及び是正指導内容等を公表する旨を規定し、別添のとおり国の道路管理者あて通達したところです。

道路法違反の解消については、車両を通行させる者の自覚による法令遵守が必要であることはもちろんですが、貨物輸送依頼者のご理解とご協力が不可欠であります。貴団体におかれましても、以上のような趣旨を十分ご理解のうえ、傘下の会員に対して貨物の輸送依頼にあたっては、下記事項の徹底について周知方お願いする次第です。

なお、あわせて同封しますリーフレットを傘下会員に配布されたくよろしくお願い申し上げます。

記

1. 貴団体の傘下会員に対して、当省地方整備局等が開催する重量物・長大物についての法令遵守の講習会等に参加するよう周知すること
2. 貴団体の傘下会員に対して、重量物・長大物の輸送にあたって経路によっては特殊車両通行許可が必要な場合があり、その場合、一定の期間（許可取得）が必要となるため余裕をもって輸送の依頼に配慮するよう周知すること
3. 貴団体の傘下会員に対して、重建設機械の輸送にあたって特殊車両通行許可どおりに分解した上で輸送の依頼に配慮するよう呼びかけすること
4. 貴団体の傘下会員に対して、分解した重建設機械を組み立てる場所の確保に配慮するよう周知すること